



新しい「共働事業提案制度」の説明会を開催します！

市民活動団体のみなさんへ
新しい提案制度が始まります

市役所と「共働」で事業をやってみよう！！

豊田市では共働事業提案制度により、市民活動に取り組むみなさんのアイデアや経験を活かした事業提案を募集します。平成27年度からは、自由にテーマを設定した「市民提案型」の制度が始まります。

市民活動の力とアイデアを、豊田市のまちづくりに活かしませんか？

説明会

日時：①平成27年3月23日（月）午後2時～

②平成27年4月 8日（水）午後7時～

場所：①とよた市民活動センター 研修室（T-FACE A館9階）

②とよた男女共同参画センター 情報交換室（産業文化センター2階）

内容：制度の説明、共働事業の事例紹介、交流タイム

申込み：できる限り前日までに地域支援課へメールなどでお申込みのうえ、ご参加ください。

！注意！

会場が異なります

市民提案型共働事業提案制度

● 応募できる事業

- ☆ 行政（豊田市）と一緒に、団体の活動経験を活かした具体的な提案事業
- ☆ 公益性が高く、市民サービスの向上や豊田市の抱える社会的な課題の解決につながる事業
- ・・・その他 裏面も見てくださいね！！

● エントリー期間

平成27年4月1日（水）～ 5月8日（金） *その後ヒアリングなどを行い、事業提案書を提出してください。

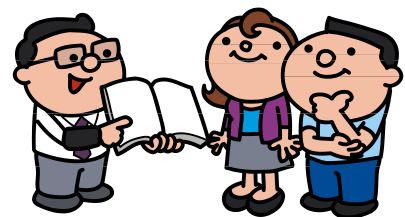
● 応募条件

- (1) 市内で活動しているか、市内での活動を想定している非営利の団体
- (2) 5人以上の会員で運営されている団体
- (3) 原則1年以上の活動実績がある団体
- (4) 「共働は初めて！」という場合は、「共働のまちづくり講座」に参加できる団体
- (5) 活動が次に該当しない団体
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

● 提案方法

応募要領あり！！

- (1) エントリーシートの提出（期限：5月8日（金））
 - (2) 共働相手となる市の担当とヒアリングの実施
 - (3) 「共働のまちづくり講座」に参加
 - (4) 事業提案書の提出（期限：7月31日（金））
 - (5) 公開審査会に出席（8月下旬（予定））
- （*公開審査会は、予算が必要ない提案については省略できます。）



【連絡先】 豊田市社会部地域支援課 電話：0565-34-6629 FAX：0565-35-4745

E-mail：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

【申込み】 参加される方のお名前、連絡先、所属している団体、参加日程を上記連絡先までご連絡ください。

市民提案型共働事業提案制度

Q & A

Q 応募するかどうか分からないが、説明会は参加できますか？

A 説明会はどなたでも参加できます。また、日程の都合で参加できない場合は地域支援課窓口で制度の説明を受けることができます。お電話などでご連絡の上、お越しください。

Q 「共働」事業ってなに？

A 「共働」とは…市民と行政が協力して働くことを市民と行政の「協働」と言いますが、豊田市では市民と行政が共通する目的に対してそれぞれ行動することも含んで「共働」としています。

この制度では市民活動団体と行政と一緒に事業を考え、行う「共働（協働）事業」を募集します。

Q どんな事業に応募できるの？

- A ①豊田市内で実施され、豊田市の社会課題やニーズを捉えた公益的な事業
②行政と市民活動団体の役割分担が明確で、お互いの強みを生かせる事業
③実現可能な提案内容とスケジュールであり、提案した団体が実施できる事業
④予算が必要な場合は、年度単位（4月～翌年3月）で実施できる事業

これらにあてはまる事業に応募できますが、分からない場合はご相談ください。

たとえば・・・

(例1) コミュニケーションボードの作成…自閉症など「目に見えない障がい」の方などが利用できる、コミュニケーションボードを作成し、災害時の避難所で活用できるように普及活動を行う。

(例2) 実践できる人材を発掘する起業家育成プログラム…ソーシャルビジネス起業セミナーの受講者を対象に実際の事業を計画しながら、実践的にノウハウを学んでもらう取組み。

残念ながら・・・

こんな事業は応募できません…特定の個人や団体に利益がとどまる事業（団体会員の為の講座など）
新たな施設の建設や県・国の事業

Q いつから事業を始められるの？

A 平成28年4月以降に始める事業を計画してください。

行政（豊田市）と一緒に事業を行いますので、事業を行いたい年度の前の年に事業内容や予算を決める必要があります。ただし、市の予算が必要でない事業は、この限りではありません。

Q 新しい補助金ですか？事業費はどのくらいまで認められますか？

A この制度は補助金ではありません。費用が必要な場合は、事業計画書に必要経費を積算して記入してください。事業費の上限は特に決まっていますが、ヒアリングや審査会で、積算の適正さや費用対効果を検討し、その後担当する部局と調整して予算の案を決めていきます。

Q 個人で応募できますか？

A この制度は、会員が5人以上いる非営利の市民活動団体が応募できます。所属している団体に話し合ってから応募してください。

Q 「共働のまちづくり講座」ってなに？

A 行政の仕組みや事業計画のコツ（費用の積算など）を学んで、よりよい事業計画を作っていきます。

5月～7月に開催される3回の講座です。

